

新型コロナウイルス感染減少期における印西市立公民館及び中央駅前地域交流館の運営方針

令和3年10月22日に印西市新型コロナウイルス感染対策本部（以下「市対策本部」という。）が開催され、千葉県から県民や事業者等に出されていた、行動制限に関する協力要請等が、一部のイベントの開催を除き、10月24日をもって解除されることとなり、10月25日以降の市の施設の利用制限について、21時までとしていた利用制限を解除することとなった。

市対策本部の協議結果を参酌し、令和2年5月27日から運用していた「印西市立公民館及び中央駅前地域交流館の再開方針」を見直し次のとおり運用することとする。

1. 基本的感染予防対策

次の事項については、継続して対策を講じることとする。

【施設利用者における感染対策の実施】

- ①来館時及び活動中においても、正しいマスクの着用を徹底すること。
- ②日頃の体調管理を行い、微熱、咽頭痛又は咳などの症状がある場合、来館を控えること。
- ③自己の健康状態を確認した、利用者名簿（チェックリスト）を、施設利用をする際に、施設に提出又は利用者側で把握すること。
- ④施設を使用する場合は、換気を行うこと。
- ⑤施設使用后、他人への感染リスクを減らすため使用備品等も含め清掃及び消毒を使用者の責任において実施すること。

【施設管理者側の感染対策の実施】

- ①共有スペースにおいて可能な限り換気を行うこと。
- ②共有部分のこまめな清掃及び消毒を行うこと。
- ③手指消毒の設置等の感染予防対策の環境を整備すること。

2. 感染減少期における緩和対策

市対策本部の協議結果を参酌し、公民館及び地域交流館（以下「公民館等」という。）で実施してきた、使用制限については解除することとする。しかしながら、新型コロナウイルスの感染の可能性がすべてなくなったものではないことから、感染減少期における対策を講じながら解除することとする。

【使用定員の制限を解除】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、使用する部屋の定員については、概ね5割とする対策を講じてきたが、その制限を解除することとする。なお、施設の使用にあたっては、次の事項に留意することとする。

- ①密が発生しない（最低限、人と人とが接触しない）程度の間隔を確保すること。
- ②座席の配置についても、密が発生しない程度に配置すること
- ③室内で近距離及び長時間の会話を避け、マスクの正しい着用、3密の回避及び換気の実施等、十分な対策を講じること。

【飲食を伴う施設使用制限の解除】

飲食は感染リスクが高いと指摘されていることから、飲食を伴う施設使用については中止としていたが、この制限を解除することとする。しかしながら、新型コロナウイルスの感染の可能性がすべてなくなったものではないことから、感染減少期における対策を講じながら解除することとする。なお、使用定員の制限解除に伴う留意事項に加えて次の事項に留意することとする。

- ①施設の形態にもよるが、可能な範囲で飲食可能エリアを設定すること。
- ②飲食時以外のマスクの着用を徹底すること。
- ③飲食中の会話を極力なくすこと。

3. 感染リスクの高い活動を行う団体の留意事項

発声、高唱、対面、呼気が激しくなる及び密着等となる活動は、感染リスクが高くなるため、基本的感染予防対策及び感染減少期における緩和対策に限らず、利用団体において活動内容を工夫するなどして、感染リスクを極力なくすための努力をすること。

4. その他

①緩和対策に応じて使用する部屋の変更の場合

現在、公民館等の使用申請については、定員の制限を加えた上で許可している。今後、緩和対策に基づいて、使用する部屋の変更等の申し入れがあった場合は、これを認めることとする。

なお、使用料が納付されている場合は、公民館等側が感染拡大防止対策の一環として定員の制限を行ってきたものであることから還付の対象とする。また、事務手続きについては、一旦、使用許可をキャンセル（使用料の還付）し、新たに施設の使用許可申請を行い許可（使用料の納付）することとする。また、使用日の3日前までとしているが、今回の対応については、それに関わらずできるものとする。

②主催事業の取り扱い

主催事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策に伴い中止した事業については、緩和後の実施の可能性を検討することとする。また、緩和後に実施する事業の定員及びカリキュラムについては、可能な範囲で見直すこととする。

5. 施行日

令和3年11月2日から施行することとする。